

令和2年度第2回大山崎町障害者基本計画等策定委員会

日時：令和2年11月10日（火）

15：00～

場所：大山崎町役場3階中会議室

1 開会

委員長：それでは定刻になりましたので、ただいまから令和2年度第2回大山崎町障害者基本計画等策定委員会を開催いたします。本日の委員会より、委員が変更になりましたので、委員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

2 委員委嘱

（新任委員挨拶）

3 審議

- （1）事業所アンケート調査結果について
- （2）団体ヒアリング調査結果について
- （3）計画の骨子案の提示について

事務局：（1）事業所アンケート調査結果について説明

委員長：ありがとうございました。ただいまのアンケート調査につきまして、ご意見ご質問などありますか。

委員：4ページの地域活動センターの15名とはやまびこのことではないですか。

委員：やまびこの定員は、13名ですが、15名はどこから出てきた数字ですか。アンケートを配布した92通は管内だけですか。乙訓圏域だけですか。

事務局：基本的には町民の方が利用しているのか、していないかに関わらず、乙訓圏域の事業所92事業所に配布しました。わかたけ苑には送っています。

委員：やまびこには送っていないですか。

事務局：送っていません。今回は国の指定を受けている圏域の事業所です。地域生活センターのやまびこはこの事業者アンケートの対象ではないです。

委員：11 ページの生活介護多機能事業所と就労継続支援 B 型とはどこのことですか。

事務局：確認し、また回答させていただきます。

委員：12 ページの短期入所支援の下の行にショートステイと書いてありますが、違いは何ですか。同じだと思いますが。

事務局：同じです。訂正します。

委員長：こちらのアンケートにつきまして質問はいかがでしょうか。なければ、続いて、「(2) 団体ヒアリング調査結果について」について事務局より説明をお願いします。

事務局：((2) 団体ヒアリング調査結果について説明)

委員長：ありがとうございます。ご意見ご質問などありますか。

委員：アンケートとヒアリングを聴かせていただきまして、一番問題なのは人材の確保です。協議会でも福祉現場で人材が大切だと言われながらも触れていなかった課題です。協議会では人材確保部会の準備会を行っていきまして、来年度に向けて、どのように掘り下げていくかを協議しています。若い人材を確保するには、大学の実習生の確保にも力を入れる。実習はお金があるので負担になる。学校が集めて施設に払うので学生が直接施設に支払うわけじゃないが、実習生は交通費や昼食代もすべて実費で払っているのをそれを施設からバックすることを、圏域内で申し合わせてプログラムをきちんとする。プログラムがないところもあるので、圏域できちんと研修プログラムを提供する。このように足並みが揃うように来年はなっていくと思うので、期待します。

委員長：ありがとうございます。骨子については次の議案で説明します。人材確保はアンケートを見ると行き詰まっているが、9 ページでは介護福祉士と実務者研修とヘルパーの不足が一番多いので、ケア関係のスタッフが少ないということが表から見取れます。障がいには逆に数的には少ないということは、興味を持っている学生は沢山います。一緒になって地域を支えたり、生活を作って行く支援に興味を持つ学生が沢山いるので、それをどう繋いで行くのか。教育機関と連携を進めることが大きいと思います。学生を集めて、ZOOM で話し合い、就職に繋げています。施設長が学生が考えていることをプログラムとして実施

する取り組みが、昨年から増えてきているので、参考になるかもしれません。他はいかがですか。次の骨子にどう反映して行くかが大事なことです。他によろしいですか。質疑がないようでしたら、「(3) 計画の骨子案の提示について」に進みます。事務局は、説明をお願いします。

事務局：( (3) 計画の骨子案の提示について説明)

事務局：「しょうがい」の「がい」が、ひらがな表記であったり、漢字表記であったりしていますので、統一します。

委員長：ありがとうございます。区切りながら進めます。第1章はいかがでしょうか。

委員長：では第2章はいかがでしょうか。

委員：人口が平成27年に1万4,400人から、令和2年の1万6,000人に増えている中で、療育手帳は109から130に増えています。精神障害者保健福祉手帳も71から102に増えている。増えている背景には何がありますか。

事務局：5ページの障がい者数の割合で、29年度あたりから人口に応じて障がい者数の割合が増えています。

事務局：人口は5年間で5パーセントしか増えていませんが療育手帳は19%増えている。ポイントとしては14ページに精神障がい者が140%。人口以上に障がい者が増えていることがあります。背景については医療機関の発達で検査がしっかりできるようになったことかと思います。

委員：精神の場合はサービスを受ける方が増えた。昔は手帳を持っていても受けられるサービスが限られていてメリットがなかったが、福祉サービスは手帳を持たないとサービスが受けられない状況になったことから所持者が増えた。  
自立支援医療と重ねると、手帳所持者は半数ほどですので、医療機関にはかかっているが、福祉サービスにまで繋がっていないケースが多い。親が高齢になれば自立をし、福祉サービスを受けることが大きな要素だと思うので、繋げて欲しいです。

委員：精神科のクリニックの敷居が低くなっていて、受診者が増えているためにこのような結果が出ているのかもしれない。

委員：精神保健手帳所持者はどうされているのか。

委員：作業所などの事業所に関わっていると思う。

委員：就労支援の作業所ですか。

委員：療育手帳の B から A 判定に変わった人もいると聴くが、山崎ではそういうケースはありますか。

事務局：実例ではいますが人数まではわかりません。

委員：A から B は行けるが、その反対はありますか。

事務局：頻繁ではないですが、稀にあります。

委員：精神障がい手帳申請者は使える社会資源が増えたから申請された方が増えた。

委員：就労の関係で言うと、障がい者雇用率が平成 31 年から上がって事業主の命令で手帳を所持していると就職枠が広がるのが結構あるようです。

委員長：ありがとうございます、他にいかがですか。ないようであれば、3 章の「計画の考え方」に移ります。いかがですか。

委員：障がい児が公立保育所に通う場合の、現在の体制はどのようになっていますか。

事務局：加配職員をつけて通っていただいている。

委員：加配の判定は誰がしていますか。

事務局：町の保健師を交えた町の職員です。

委員：発達の専門家は入っていないのですか。

事務局：入っていない。発達検査の結果も参考に加配を決めている。

委員：加配はそれで決めたとしても、発達の進行支援はどのように取っているのですか。発

達の度合いを測った途中経過報告は保育士さん任せですか。

事務局：毎年の検査で年度ごとの加配会議を行っている。

委員：年1回ですか。

事務局：基本年1回です。

委員：変わってないですね。娘が保健師と同様の仕事ですが、観察に行くと、発達のプロフィールをチェックして、程度判定をして、どれだけ加配が必要かを決め、その後に年に何回か発達の専門家と組んで支援をする。このように発達経過を追っかけていたものが、ここではなかった。もう何十年も前のことですが、今も変わらないので、愕然とします。

委員：14ページに精神障がい者に対応した地域包括システムの構築とありますが、具体的にはどう取り組んでいますか。言葉だけが先行して実際に変わっているのかどうか示されていない。家族に対する支援の充実というのは具体的に何か。自立支援協議会にすべてを任せるのは無理だと思います。

委員長：精神保健の地域包括ケアシステムの具体的な方向性と思いついているところがあればお願いします。家族支援や自立支援については協議会任せではなく、役割分担が必要ではないかというご意見です。

事務局：地域包括ケアシステムの協議の場については、自立支援協議会の精神障がい者地域生活支援プロジェクトを場に位置付ける予定です。3年度以降にプロジェクトの協議の場で、具体的な支援について取り組みへの議論になります。

委員：国は協議会を作れと再三言いますが、同じようなものが重複してできるのはどうなのか。障がい者地域支援プロジェクトに精神科医がいなければ、精神科医のところへ出かけて行けばいいので、あり方を変えることはできないかという協議をしています。課題があっても、実際その方が動きやすいのではないかと。

委員：地域には障がい者と言っても色々な方がいますが、引きこもりや精神かもしれないグレーな方はどこにも繋ぐことができない。現在、認知症に関わっていますが、途中障がいになるかもしれないし老化は避けられないのでと声をかけるものの、8050の五十代の引きこもりで親の年金生活をする人が意外に多く、相談に繋ぐことがで

きない。障がいに関係なく、年齢に関係ないオープンなスペースがあればいいので、スタッフは専門家を配置して欲しいです。

委員：自立支援協議会の精神障がい者のプロジェクト会議で、市長が引きこもりの対策について話されました。行政が前に出ていけば、家から外に誘導できるので、民生委員の力などを集めれば、繋がりを引き出すことができるということです。

委員：すぐに何かができるかと期待しているわけではないですが、社協にコーディネーターの要になる動きをしてもらいたい。民生委員は全くの素人だから、直接に指導してもらわないと、机上の計画だけで実態が伴いません。

委員長：8050ということで、小さい時から閉じこもっている方もいて、支援に多様性が必要なので、相談場所が地域にあれば支援ができるという意見でよろしいですか。これについては事務局どうですか。

事務局：2年度までに設置を予定している協議の場があります。3年度以降には、引きこもりをはじめ、潜在的に支援が必要な方とご家族の支援をこの協議の場で提案できます。

委員：35Pの成年後見制度利用支援事業で支援を申し立てた人の費用の援助が大きいのかと思いますが、最後の行に「法人後見の実施を予定する法人」が現れた場合とあって、二市一町では後見支援センターの構想がありますか。大山崎町だけで法人後見センターや支援センターを設置するのか、それとも二市一町で設置をするのですか。

事務局：具体的にはありません。実際には専門の機関を使って後見人制度を利用している対象者はおられますが、圏域で作る計画はありません。

委員長：4章についてはいかがですか。

委員：アンケートを見ていると障がいの重い方の家族の苦労があり、相談支援が足りないというのが決定的です。計画で相談支援の数値目標が設定されますが、自治体固有の方策はありますか。相談支援を作っていくための補助金などです。事業所にとっては、補助金が少なく大変ですが、スキルは高くなければならない。それをバックアップするような具体的な施策がなければ、事業所だけではできないという実態があります。グループホームのショートステイが閉鎖されています。グループホームに手が出ないのも職員不足の問題があり、大山崎町独自に土地のあっせんなどの相談支援と

グループホームにも具体的な固有の方策ができるのか。それがなければ、数値は上がらないです。事業所任せにしておく事業所は今低迷しているので。

委員長：相談支援とグループホームの問題について大山崎町固有の方策はどうですか。

事務局：問題意識は共有していますが、個別の補助金を組むという方法は財政状況が厳しい状態なので現段階では具体的な検討には至っていません。直接的な補助金の支援は難しいですが、何らかの間口を広げるような方法を圏域でも検討したいと思います。グループホームは、大きな法人に入ってもらおうという圏域での取り組みはありますが、不動産業に行政が乗り出して行くところまでは考えられていない。2年前にグループホームができたので今後もそのような動きが起こって欲しい。

委員長：ありがとうございますでしょうか。

委員：町の財政が逼迫していることはわかるが、具体的な事業所の後方支援をしないと事業所も歩けない。そこを工夫していただきたい。数値目標が上がっても絵にかいた餅のように、実現はしないと思う。

委員：町にできたグループホームは重度障がい者用ではない。今求められているのはどちらかと言うと重度障がい者用なので建設費が高くなる。消防法上で設備をつけなければいけないがコストがかかる一方で、オーナー方式では、家賃が変わらないのであれば安物を作った方がいいということとなり、精神障がい施設に流れてしまう。個人所有の土地に設備を作るのは、役所では難しいと思うが、何とか工夫してできないものだろうか。

もう一つは、来年か再来年に生産緑地が解除になる物件が沢山出てくる。税金を免除してもらった物件が期限切れになるため結構まとまった土地になる。オーナー方式の賃貸グループホームが出てくるかもしれないが、ネックが近隣住民の反対と建設費のコストの問題、コストを下げるような制度があればいいが。

委員長：具体的な後方支援を考えて行かないと現実には難しい。併せて、今後グループホームを作るには、委員のような方策も考えて行く必要があるので検討してください。

委員：相談支援について、知的障がいと心身障がいについては身障協会に相談員が設けられているが、相談の一步はそこからはずだが、一切触れられていないのはどうしてか。

事務局：具体的な数値を目標として定められるかは検討しなければわかりませんが、「相談

の充実」に相談支援の実情を町の考えとして記載します。

委員：30 ページの相談支援と、34 ページの相談支援事業について言葉が重なっていてわかりにくい。30 ページは計画相談であって、34 ページは委託の総合相談の数値の強化です。34 ページの障がい者相談事業の中に、知的障がいと身体障がいの相談事業が入っていますか。

事務局：内容的にはこの項目になるので、社協にお願いしている内容もここに入ります。

委員：精神もお願いしたいです。業務としてやっていることと当事者のピアサポート相談、家族による家族相談、障がい者の早期相談も入口としては大きいので、すぐには相談に行ないけれども、少し相談するきっかけになることは良いと思うので、PR して欲しいと思います。

委員長：検討してください。他にいかがですか。

事務局：23 ページのタイトルが目標等で終わっていますが、第4章では見込み量を示すのかと思います。ここに目標があるわけではないので、タイトルの続きを見込み量にさせていただいてもよろしいですか。

委員長：23 ページの4章のタイトルにある「目標」を「見込み量」に変更するというのですが、いかがですか。

委員：4章が見込み量なので、数値に対して達成率は見なくていいですか。

事務局：実績には見込みに対してどうであったかという数字は出します。

委員：3章は数値が目標になっているので、達成率が評価になっているが。

事務局：当然、見込みをすべてサービスとして提供できるようにはしますが、計画上目標という言葉で位置づけるのは、ちょっと違うのではないかと整理をさせていただきます。

委員長：最後の5章の計画の推進に向けてについて問題はありませんか。ご意見がないようですのでこのままにします。全体ではいかがですか。



委員：資料5の学校に隣接予定の福祉施設の機能はどのような状況ですか。

委員：新聞に出ている範囲では、済生会病院が移転します。改修工事に半年ぐらいかかり、空きの建物に生徒が移ってくるという計画ですが、2年はかかります。改修工事が1年、その後、施設の建設にかかれても後4年ぐらいは現状のままです。その前に基本計画が固まってくる。

委員：例えば大山崎町の計画で機能に対して見越して作るということはありませんか。入所については見通しが立つのですか。

委員：計画自体が3年間ですので直接には関係なく、あくまで協議会が作っているものなので、その中では将来となっています。

委員：どれぐらいの将来ですか。

委員：令和8・9・10年位かと。

事務局：資料5については委員から説明があります。

委員：協議会の事務局として説明します。

(説明)

委員長：計画への提案としては、5つの機能に対して二市一町の現状を交えながらこのようにしたらいいのではないか、開設提案として検討してもらいたいということによるのでしょうか。

委員：拠点の内容は計画に詳しく書く必要はないですが、ただ、内容を詰めて行くことは明記して欲しい。二市一町の共同設置で、事業者を巻き込んで遂行すると、書いて欲しいと思います。

委員長：事務局いかがですか。

事務局：圏域の中での面的整備として拠点を整備することになると思います。二市一町で協議してどのような形で記載できるのかを検討します。今後の方向性も二市と調整することになると思います。

#### 4 その他

事務局：(開催日程の説明)

#### 5 閉会